付9 労働力調査の2018年における変更点

労働力調査の2018年における変更点は以下のものが挙げられる。

- 1 調査票に関する変更
- 2 調査票の記入のしかたに関する変更
- 3 結果表に関する変更
- 4 季節調整値の算出方法に関する変更
- (詳細集計) 比例補正区分に関する変更

参考資料1 「労働力調査における平成30年1月分からの変更について」 参考資料2 「労働力調査結果表の一部変更の内容(平成30年1月分結果以降)」

参考資料3 「労働力調査の2018年における季節調整値の改定について」

それぞれの具体的な内容については以下のとおりである。

1 調査票に関する変更

労働力調査においては、多様化する雇用・失業の実態をより的確に把握するため、2018年1月分から調査事項の変更を行った。

(1) 主な変更の内容

①未活用労働の把握

失業者に加え、パートタイム等の就業者の中で仕事を追加したい者や、非労働力人口の中で、仕事に就くことを希望しているが、今は仕事を探していない者等を含めた「未活用労働」を把握するため、「求職活動時期」及び「就業可能時期」について の調査事項を基礎調査票へ移動し、特定調査票に「就業時間の増加や仕事の追加の可否について」の調査事項を追加した。

②雇用契約期間を詳細に把握

調査票の「従業上の地位」について,雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇の人(無期の契約)」。 「常雇の人(有期の 契約)」(雇用契約期間が1年超),「臨時雇の人」(同1か月以上1年以下)及び「日雇の人」(同1か月未満)の区分を廃止し,雇用契約期間について,「定めがない」,「1か月未満」,「1か月以上3か月以下」,「(雇用契約期間の定めが あるか)わからない」等のように詳細に把握する調査事項を追加した。

③「求職方法」の分類区分の変更

失業者に対する質問事項である「求職方法」の選択肢について、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び 「求職活動の結果を待っていた」を追加した。

上記変更に伴い, 設問の配置変更等を行った

変更内容の詳細については、参考資料1「労働力調査における平成30年1月分からの変更について」(300ページ)を参照 のこと。

(2) 基礎調査票における変更

時期	変更後		変更前		
	第1面 設問の配置変更(基礎調査票記 基礎調査票設問⑥, ⑦へ移動)	役問⑧, ⑨から,			
	② 月末 Ⅰ週間 (ただし 12月は20~26日) に仕事をした 日敷と時間 ・ 割栗・卵瘍・畑畑の仕事などをした時間も すべて含めてください ・ ⑤硼で「仕事を体んでいた」と答えた人は「0」と無いてください ・ 「の場所を「仕事を体んでいた」と答えた人は「0」と無いてください	仕事をした時間 : B 99円8	8 月末 1週間 (ただし 12月は20~26日) に 仕事をした日数と時間 ・副素・内閣・陽略の仕事などをした時間も すべて含めてください ・⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください ・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください	仕事をした日致 * 日 仕事をした時間 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
	⑦ 当月の I か月間に仕事をした日数	当月の 1 か月前に 。 日 (第2面の②機へ)	今 当月のIか月間に仕事をした日数	当月の1か月間に ・ 日	
	第2面 「従業上の地位」を把握する記 及び「雇用契約期間」を把握する設問				
2018年1月	② 動めか自営かの別及び動め先における呼称 ・ 今の仕事について 服われている人は動めたでの呼称を記入して代さい ・ 労働者派遣事業所の派遣社長とは 労働者派遣法に基づく人れいます - 上記以外の 派遣されている人(デバーの派遣兵員など)は 派遣元の事業所における呼称について記入してください	理われている人のうち 会社 無		層かれてうった。 日本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	
	雇用契約期間 - 回島大くり 雇用契約期間 - には、大きりの 雇用契約 一回島大くり 一面出りたり 一面出りたり 一面出りたり 一面出りたり 一面出りたり 一面出りた 一面出りた 一面出り 一面	ALI	・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます ・内職とは 自宅での賃仕事をいいます	(②際へ) (②際へ) 正規の解析は のの を表現の を表現の を表現の を表現の を表現の を表現の を表現の を	
	第2面 「求職活動時期」の設問を特定 基礎調査票へ移動(新設)	 定調査票から	(新設)	0000000	
	③ この 年間に仕事を探したり 関業の準備をしたことが ありますか	201 か月 この1 が明に この1 年間 になったから にはません。 にはなったが、 にはません。 (EAおもり)			
	第2面 「就業可能時期」の設問を特定基礎調査票へ移動(新設)	を調査票から ### ### ############################	(新設)		
		(修御へ) (記入おわり)			

時期	変更後		変更前	
	第2面 設問の配置変更(基礎調査票設問⑥,⑦から, 基礎調査票設問⑮,⑯へ移動			
(3) 探している仕事について		・⑤欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・かたわらにしていく仕事とは 連挙や家事などのかたわらにする仕事を	探している仕事は おもに かたわらに していく仕事 していく仕事	
2018年1月	⑥ 仕事を探し始めた理由・動め先や事業の都合とは 人員整理・会社例達・事業不振などをいいます	世界では、	⑦ 仕事を探し始めた理由 ・⑤曜で 仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・動め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます。	世終 (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の) (中の)
		0 0 0 0 0		(配入おわり)

(3) 特定調査票における変更

時期	と調宜宗にあける変更 変更後	変更前
. 4774	第1面 「就業時間の増加や仕事の追加の可否」の設問を 新設	(新設)
	A6 今の仕事の就業時間 を増やしたり 新しく 仕事を追加すること ができますか 第 1 面 設問の変更及び選択肢の追加	
	お 1 回 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	を探の準備に方 は、対し、 は、対し、 を探の本人情報話などによる を探の本人情報話などによる を探の本人情報話などによる が、知人などに 学校、知人などに 学校、知人などに 学校、知人などに が、近に自接応募 がどに申込み などに申込み などに申込み などに申込み などにもる なされた。 なされた。 などにもる などにもる などによる などにもるようでいます。
	当てはまるもの すべてに記入 うち おもなもの 一つに記入	当てはまるもの すべてに記入
2018年1月	第1面 特定調査票から基礎調査票へ移動 (削除)	B3 この か月に 仕事を探した り 開業の準備 をしましたか
	第2面 特定調査票から基礎調査票へ移動 (削除)	C
	第2面 「就業可能時期」の設問の変更	
	基礎調査票の ③ 欄で求職活動を「この か月にはしなかったがこの 年間にした」「この 年間には全くしなかった」と回答した方のみお答えください(それ以外の方は C 5 へ) C 4 今仕事があればすぐつくことができるつくことができるつくことができるつくことができるつくことができる	C5 すぐつく すぐではいが すぐではいが つくことができない ことができる 2週間以内に 2週間より後に ・わからない つくことができま つくことができる つくことができる つくことができる つくことができる すか

2 調査票の記入のしかたに関する変更 調査票の記入のしかたについて以下のとおり変更した。

<u>(1)基份</u> 時期	<u> </u>	変更前
	第1面 改訂年月更新 平成30年1月改訂	平成27年11月改訂
	第4面 文言の変更	
	② 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称 ● 動め先における呼称は、動め先における呼ばれ方によって記入します。 ・「正規の職員・従業員」とは、動め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人をいいます。 ・「パート」、「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人をいいます。 ・「製約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人をいいます。 ・「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、動め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。 ・「嘱託」とは、労働条件で呼ばれている人をいいます。 ・「「自営業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦などをいいます。ただし、会社組織になっている商店などの経営者は、自営業主とはしないで、会社などの役員とします。 ● 「自家営業の手伝い」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。 ・「自家営業の手伝い」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。 ・「内職」とは、自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う	(⑥) 従業上の地位 ●「自営業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著途家・家政婦などをいいます。ただし、会社組織になっている商店などの経営者は、自営業主とはしないで、会社などの役員とします。 ●「自家営業の手伝い」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。約料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇われている人」とします。 (①) 勤め先における呼称 「⑥ 従業上の地位」欄で「雇われている人」(常屋の人 (無期の契約)、常屋の人 (有期の契約)、臨時屋の人、日屋の人)と答えた人が記入します。 ●動め先における呼称は、動め先における呼ばれ方によって記入します。 ・「正規の職員・従業員」とは、動め先で一般職員あるいは正社員などと呼ばれている人をいいます。・「バート」、「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、動め先で「バートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣される人をいいます。・「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある人をいいます。・「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
2018年1月	仕事をいいます。	
	第4面 説明書きの追加 ② 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間 ● 雇用契約期間 ● 雇用契約期間の定めのある人は、1回当たりの雇用契約期間を記入してください。(同じ事業所で、契約期間の更新を繰り返しながら働いている人は、最初に契約したときからの通算ではなく、現在の契約の期間について記入してください。)	(新設)
	第 5 面 説明書きの追加 ③ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか ● この1年間(調査月を含め、過去1年間)に、仕事につくための活動(求職活動)をしたかどうかについて記入します。 ● 本職活動とは、公共職業安定所(ハローワーク)に仕事を申し込んだり、新聞や求人情報誌の求人広告に応募したり、事業所の求人に応募したり、知人に仕事のあっせんを依頼したり、又は自分で事業を始めるための準備などをすることをいいます。 ④ 今仕事があれば すぐつくことができますか ● 「すぐつくことができる」とは、月末1週間(ただし、12月は20~26 日)内に仕事がみまっている人で、今すぐ仕事をしたいにもかかわらず、動め先の都合や設備の準備などのためにやむを得ず蔵業日がくるのを持っている場合は、「すぐつくことができる」とします。 ● すでに仕事が決まっている人で、学業、家事、旅行、趣味、病気など自分の都合ですぐつける状況にない場合は、「すぐではないが2週間以内につくことができる」のいずれかとします。 第 6 ・ 7 面 「「勤め先・業主などの名称」、「事業の内容」及び「仕事の内容」の書き方」の例示の変更	(特定調査票の記入のしかたから移動)

時期	変更後	変更前	
	第1面 改訂年月更新 平成30年4月改訂 第4面 文言の変更 「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に 契約に基づき雇用される人をいいます。	平成30年 <u>1</u> 月改訂 「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に 契約に基づき雇用され、雇用契約期間の定めのある人を いいます。	
2018年4月	 動めか自営かの別及び勤め先における呼称 動め先における呼称は、勤め先における呼ばれ方によって記入します。 「正規の職員・従業員」とは、勤め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人をいいます。 「パート」、「アルパイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人をいいます。 労働者派遣事業所などの派遣社員は、他に当てはまるものがあっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。 「契約社員」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される人をいいます。 「親託」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される人をいいます。 「親託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。 「自営業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・考述家・家政婦などをいいます。 ただし、会社組織になっている商店などの経営者は、自営業主とはしないで、会社などの役員とします。 	● 動めか自営かの別及び勤め先における呼称 ● 動め先における呼称は、動め先における呼ばれ方によって記入します。 ・ 「正規の職員・従業員」とは、動め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人をいいます。 ・ 「パート」、「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、動め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。 ・ 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人をいいます。	

(2)特定調査票の記入のしかたにおける変更 時期 変更前 第1面 改訂年月更新 平成<u>30</u>年<u>1</u>月改訂 平成<u>27</u>年<u>11</u>月改訂 第1面 右側にインデックスの追加 第1面 記入を開始する欄の説明の変更 (新設) 基礎開生用の「⑤ 月末 1 週間(ただし、12 月は 20~26 日)に仕事をしたかどうかの別」棚の回答によって、以下の個から配入します。 基礎調査票の「⑤ 月末 | 週間 (ただし、12月は20~26日) に仕事をしたかどうかの別」欄の回答によって、以下の関から記入します。 仕事を少しもしなかった人のうち 「おもに仕事」、「通学のかたわらに仕事」、 「家事などのかたわらに仕事」、「仕事を休んでいた」 基礎調査票の恐欄で仕事につくことができる。 時期を「すぐつくことができる」と回答した人 「仕事を探していた」 ➤ B欄から 「通学」、「家事」、「その他」 A 欄 か ら B 欄 か 験当する欄の解説をよくお読みになってから,調査展に配入してください。 B欄から C棚から 第2面 説明書きの追加 (新設) A6 今の仕事の就業時間を増やしたり 新しく仕事を追加することができますか 以下のいずれか一つでも該当する場合は、「できる」 とします。 2018年1月 ○ 現在の仕事の就業時間を延ばすこと ○ 現在の仕事に加えて、別の仕事を新たに始めるこ ځ ○ 現在の仕事をやめて、別のより就業時間の長い仕 事につくこと (基礎調査票の記入のしかた第5面へ移動) C4 この | 年間に仕事を探したり 開業の準備を したことがありますか ○ この | 年間 (調査月を含め、過去 | 年間) に、仕事につく ための活動 (求職活動) をしたかどうかについて記入しま ・ 水職活動とは、公共職業安定所(ハローワーク)に仕事を申し込んだり、新聞や求人情報誌の求人広告に応募したり、事業所の求人に応募したり、知人に仕事のあっせんを依頼したり、又は自分で事業を始めるための準備などをすることをいいます。 第6・7面 「「勤め先・業主などの名称」, 「事業の 内容」及び「仕事の内容」の書き方」の例示の変更

3 結果表に関する変更

上述のとおり、調査事項の変更に伴い結果表についても2018年1月分結果から変更した。 変更内容の詳細については、参考資料2「労働力調査結果表の一部変更の内容(平成30年1月分結果以降)」(303ページ) を参照のこと。

4 季節調整値の算出方法に関する変更

労働力調査では、毎年1月分結果公表時に季節調整値の改定を行っている。

主要系列については,2013年1月からreg-ARIMA モデルを導入しており,毎年の改定時にreg-ARIMA モデルを検証している。2018年における改定では,reg-ARIMA モデルの一部変更を行った。

詳細については,参考資料3「労働力調査の2018年における季節調整値の改定について」(307ページ)及び以下URLを参照 のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.html>

5 (詳細集計) 比例補正区分に関する変更

労働力調査詳細集計では、基本集計の男女、年齢階級、就業状態、従業上の地位、雇用形態別人口と同値^{※1}となるように、 比例補正を行っているが、2018年1月分以降、詳細集計における就業状態区分を変更したことに伴い、比例補正の区分に ついて、以下の変更を行った。

<変更後>

 就業者

 で規の職員・従業員

 パート

 アルバイト

 労働者派遣事業所の派遣社員

 契約社員

 嘱託

 その他

 役員

 自営業主

 家族従業者

 従業上の地位不詳

 失業者*2

 非労働力人口*2

就業者

役員を除く雇用者

正規の職員・従業員

パート
アルバイト
労働者派遣事業所の派遣社員
契約社員
嘱託
その他
雇用形態不詳
役員
自営業主
家族従業者
従業上の地位不詳
完全失業者
非労働力人口

<変更前>

- ※1 基本集計では自衛隊区域の施設内の居住者(以下「自衛官」という。)を「正規の職員・従業員」として、刑務所・拘置所等のある 区域の施設内の居住者(以下「受刑者」という。)を「非労働力人口」として集計対象としているが、 詳細集計では集計対象としていない。このため、「正規の職員・従業員」については自衛官の、「非労働力人口」については受刑者の、人口分の差が生じる。
- ※2 「失業者」及び詳細集計と同定義の「非労働力人口」は基本集計では、非公表であるが、内部的に集計した数値と同値となるように 比例補正を行っている。

労働力調査における平成30年1月分からの変更について

労働力調査では、多様化する雇用・失業の実態をより的確に把握するため、平成 30 年 1 月分から調査事項の変更を行い、あわせて、結果表の変更を行います。

主な変更の内容は以下のとおりです※1。

※1 結果表変更の詳細及び変更後の集計事項一覧並びに結果表様式については、下記 URL の各項目を御参照ください。 <労働力調査結果表の一部変更について(平成30年1月分結果以降)>

URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/index.htm

- ・ 労働力調査結果表の一部変更の内容
- 変更後の集計事項一覧
- ・変更後のエクセル結果表様式
- 1 基本集計(平成30年1月分から)と詳細集計(平成30年1~3月期分から)で共通の変更

〇 雇用契約期間を詳細に把握

調査票の「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇の人(無期の契約)」、「常雇の人(有期の契約)」(雇用契約期間が1年超)、「臨時雇の人」(同1か月以上1年以下)及び「日雇の人」(同1か月未満)の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」、「(雇用契約期間の定めがあるか)わからない」等のように把握することとしました。

これにより、雇用契約期間別の雇用者数をより詳細に把握できるほか、雇用契約期間の定めがあるか分からない者や、雇用契約期間が分からない者の数も把握できる等、雇用契約期間からみた非正規雇用の状況を、より的確に把握することが可能となります。

これに伴い、雇用契約期間に係る結果表章を、以下のとおり変更します。

雇用契約期間に係る結果表章の変更

平成29年12月まで	平成30年1月から
雇用者	雇用者
常雇	役員
一般常雇	役員を除く雇用者
無期の契約	無期の契約
有期の契約 ¹⁾	有期の契約
役員	1か月未満
臨時雇 ²⁾	1か月以上3か月以下
日雇 ³⁾	3か月超6か月以下
	6か月超1年以下
	1年超3年以下
1) 雇用契約期間が1年超	3年超5年以下
2) 雇用契約期間が1か月以上1年以下	5年超
3) 雇用契約期間が1か月未満	期間がわからない
	雇用契約期間の定めがあるかわからない

注)「従業上の地位」別の一部(雇用者内訳)が、「雇用契約期間」別の分類区分となります。

2 詳細集計における変更(平成30年1~3月期分から)

(1) 未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成

失業者(下図B)に加え、パートタイム等の就業者の中で仕事を追加したい者(A)や、非労働力人口の中で、仕事に就くことを希望しているが、今は仕事を探していない者等(C)を含めた「未活用労働」を把握し、基本集計において毎月公表している完全失業率に加え、詳細集計において、四半期ごとに複数の未活用労働に関する指標を新たに作成及び公表します。

完全失業率や就業率に加え、当該指標を用いることで、雇用情勢をより多角的に把握する ことが可能となります。



A 追加就労希望就業者	C 潜在労働力人口
① 就業者である	就業者でも失業者でもない者のうち,
② 週35時間未満の就業時間である	【拡張求職者】
③ 就業時間の追加を希望している	① 1か月以内に求職活動を行っている
④ 就業時間の追加ができる	② すぐではないが,2週間以内に就業できる
B 失業者	【就業可能非求職者】
① 就業していない	① 1か月以内に求職活動を行っていない
② 1か月以内に求職活動を行っている	② 就業を希望している
③ すぐに就業できる	③ すぐに就業できる

<未活用労働に関する指標>

未活用労働指標 1 (LU1)	=		×	100	(%)
未活用労働指標 2 (LU2)	=		×	100	(%)
未活用労働指標 3 (LU3)	=		×	100	(%)
未活用労働指標 4 (LU4)	=	失業者+追加就労希望就業者+潜在労働力人口 労働力人口+潜在労働力人口	×	100	(%)
未活用労働補助指標 1	=	会社都合等による失業者 労働力人口	×	100	(%)
未活用労働補助指標 2	=	失業者+拡張求職者 労働力人口+拡張求職者	×	100	(%)

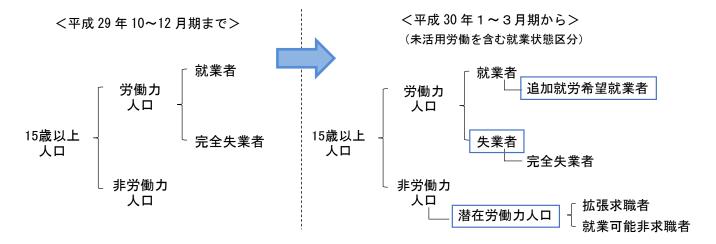
注)「会社都合等による失業者」とは、失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勧奨退職、雇い止めの ため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者

(2) 「就業状態」の分類区分の変更

「未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成」に伴い,詳細集計においては*2,就業状態を未活用労働を含む区分に変更します。

この変更により、労働力人口は、就業者と完全失業者を合わせたものから、就業者と未活用労働における失業者を合わせたものとなるため^{※3}、労働力人口及び非労動力人口に関する結果は、変更前後で比較できません。なお、就業者の範囲に変更はありませんので、就業者に関する結果は、変更前後で比較可能です(下図参照)。

- ※2 基本集計の就業状態区分に変更はありません。
- ※3 完全失業者は、①就業しておらず、②1週間以内に求職活動を行っており、③すぐに就業できる者であり、 未活用労働における失業者は、②の求職活動期間を1か月に拡大して捉えるものです。



(3) 「求職方法」の分類区分の変更

失業者^{※4}に対する質問事項である「求職方法」の選択肢について、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加しました。

これにより、求職方法の範囲を合わせた上で、諸外国と失業率を比較することが可能となります*5。

これに伴い、結果表における「求職方法」の分類区分を、以下のとおり変更します。

- ※4 平成29年12月分までは完全失業者
- ※5 アメリカ等では、求職活動の結果を待っていたのみの者については、失業者に含まれません。

「求職方法」の分類区分の変更

平成29年10~12月期まで	平成30年1~3月期から
総数(完全失業者)	総数(失業者, うち完全失業者)
公共職業安定所に申込み	公共職業安定所に申込み
民間職業紹介所などに申込み	民間職業紹介所などに申込み
労働者派遣事業所に登録	労働者派遣事業所に登録
求人広告·求人情報誌	求人広告·求人情報誌
学校・知人などに紹介依頼	学校・知人などに紹介依頼
事業所求人に直接応募	事業所求人に直接応募
事業開始の準備	事業開始の準備
その他	求職活動の結果を問い合わせた
	求職活動の結果を待っていた
	その他

平成30年1月30日総務省統計局

労働力調査結果表の一部変更の内容(平成30年1月分結果以降)

労働力調査における平成30年1月分結果からの結果表一部変更の内容は、以下のとおりです※。

※ e-Stat に掲載する結果表の変更後の様式については、統計局ホームページの「労働力調査結果表の一部変更について (平成30年1月分結果以降)」(以下URL) に掲載している各表を御参照ください。

 ${\tt URL: \underline{http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/in} dex.\, \underline{http://www.stat.go.jp/data/roudou/change/2018/in/data/roudou/change/2018/in/data/roudou/change/2018/in/data/roudou/change/2018/in/data/roudou/change/2018/in/data/roudou/change/20$

1 雇用契約期間を詳細に把握(基本集計と詳細集計で共通)

① 変更内容

「従業上の地位」の一部を廃止し,「雇用契約期間」を追加

分類事項	変更前	変更後
従業上の地位	○自営業主・家族従業者 ○雇用者 - <u>常雇</u> - 投員 - <u>一般常雇</u> - <u>無期の契約</u> - <u>有期の契約</u> - <u>臨時雇</u> - <u>日雇</u>	○自営業主・家族従業者○雇用者一役員一役員を除く雇用者【 (雇用形態)【 (雇用契約期間)
雇用契約期間 (新設)	(なし)	(役 一

※ 「常雇」,「一般常雇」,「無期の契約」,「有期の契約」,「臨時雇」,「日雇」の分類区分は廃止する。

2 変更結果表

基本集計: $I - 1 \sim 6$ 表, II - 1, 4, 7 \sim 8, 10, B 表, 地域別第 1 表 詳細集計: I - 5, A 表, $II - 1 \sim 2$, 4 \sim 5, 7, 9 \sim 10, 12 \sim 16 表

2 未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成(詳細集計)

① 変更内容

「未活用労働」(以下の※1~3)を把握し、以下の未活用労働に関する指標を新たに作成

集計事項	算出方法
未活用労働指標1 (%)	失業者**1
(LU1)	- <u>- **********************************</u>
未活用労働指標2(%)	失業者 + 追加就労希望就業者 ^{※2}
(LU2)	—————————————————————————————————————
未活用労働指標3(%)	失業者 + 潜在労働力人口 ** 3 × 100
(LU3)	
未活用労働指標4(%)	失業者 + 追加就労希望就業者 + 潜在労働力人口 × 100
(LU4)	労働力人口+潜在労働力人口
未活用労働補助指標1	会社都合等による失業者**4
(%)	当
未活用労働補助指標 2	失業者 + 拡張求職者
(%)	×100 労働力人口 + 拡張求職者

- ※1 「失業者」とは、就業しておらず、1か月以内に求職活動を行っており、すぐに就業できる者
- ※2 「追加就労希望就業者」とは、就業時間が週35時間未満の就業者のうち、就業時間の追加を希望しており、追加できる者
- ※3 「潜在労働力人口」とは、就業者でも失業者でもない者のうち、
 - ・1 か月以内に求職活動を行っており、すぐではないが、2 週間以内に就業できる者(拡張求職者)
 - ・1か月以内に求職活動を行っていないが、就業を希望しており、すぐに就業できる者(就業可能非求職者)
- ※4 「会社都合等による失業者」とは、失業者のうち、会社倒産・事業所閉鎖や人員整理・勧奨退職、雇 い止めのため失業した者といった、非自発的な理由により失業した深刻度の高い者

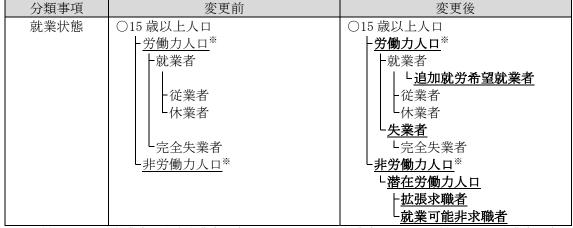
② 変更結果表

詳細集計: I-1表(未活用労働指標を男女,年齢階級別に表章)

3 「就業状態」の分類区分の変更(詳細集計)

① 変更内容

「2 未活用労働の把握及び未活用労働に関する複数の指標の作成」に伴い,詳細集計において,就 業状態を未活用労働を含む区分に変更(※基本集計は変更なし)



※ 労働力人口は、就業者と完全失業者を合わせたものから、就業者と未活用労働における失業者を合わせたものとなるため、労働力人口及び非労働力人口に関する結果は、変更前後で比較できない。 なお、完全失業者は、①就業しておらず、②1週間以内に求職活動を行っており、③すぐに就業できる者であり、未活用労働における失業者は、②の求職活動期間を1か月に拡大して捉えるもの。

② 変更結果表

詳細集計:

- ・ I-1~5, A表(変更後の就業状態区分に基づき表章)
- ・Ⅱ-1~2, 11, 15, 16表(「追加就労希望就業者」を表章)
- ・Ⅲ-1~12 表 (集計対象を「完全失業者」から「失業者」に変更。「完全失業者」は欄外区分として表章)
- ・IV-1~7表(集計対象である「非労働力人口」の範囲の変更)
- ・IV-1~2表(「潜在労働力人口」,「拡張求職者」及び「就業可能非求職者」を表章)
- ・IV-3~5表(「就業可能非求職者」を表章)
- ・IV-6表(「潜在労働力人口」を表章)
- ・V-1~4表(変更後の就業状態区分に基づき表章)

4 「求職方法」の分類区分の変更(詳細集計)

① 変更内容

「求職方法」の分類区分に「求職活動の結果を問い合わせた」及び「求職活動に結果を待っていた」を追加

分類事項	変更前	変更後
求職方法	○完全失業者 - 公共職業安定所に申込み - 民間職業紹介所などに申込み - 労働者派遣事業所に登録 - 求人広告・求人情報誌 - 学校・知人などに紹介依頼 - 事業所求人に直接応募 - 事業開始の準備 - その他	○失業者, うち完全失業者 - 公共職業安定所に申込み - 民間職業紹介所などに申込み - 労働者派遣事業所に登録 - 求人広告・求人情報誌 - 学校・知人などに紹介依頼 - 事業所求人に直接応募 - 事業開始の準備 - <u>求職活動の結果を問い合わせた</u> - <u>求職活動の結果を待っていた</u> - その他

② 変更結果表

詳細集計:Ⅲ-1~2, 5, 7, 9表

5 その他の変更

5.1 分類区分名の変更

・「就業時間増減希望の有無」の分類区分名を以下のとおり変更

分類事項	変更前	変更後		
就業時間増減	時間数增加希望者	就業時間 増加希望者		
希望の有無	時間数減少希望者	就業時間 減少希望者		
	<u>時間数</u> 増加・減少非希望者	<u>就業時間</u> 増加・減少非希望者		

※名称変更のみのため、変更前後で結果数値は比較可能

詳細集計:Ⅱ-5~6,16表

5.2 分類事項の追加

・分類事項に「職業」を追加

基本集計: Ⅱ-3表

・分類事項に「就業時間増加の可否」を追加

詳細集計:Ⅱ-5表

5.3 分類事項の削除

・分類事項から「求職活動時期」を削除

詳細集計:Ⅲ-1~3, 5, 7表

5.4 分類区分の分割

・「月末1週間の就業時間」の「週49時間以上」を「週49~59時間」と「週60時間以上」に分割

基本集計: IV-7~8表, 地域別第3表

詳細集計:Ⅱ-5表

・「年齢階級」の「35~54歳」を「35~44歳」と「45~54歳」に分割,「55歳以上」を「55~64歳」

と「65歳以上」に分割,「15~59歳」を追加

詳細集計:Ⅱ-7表

労働力調査の 2018 年における季節調整値の改定について

労働力調査では、毎年1月分結果公表時に季節調整値の改定を行っています。主要系列については、2013年1月から reg-ARIMA モデルを導入しており、毎年の改定時に reg-ARIMA モデルを検証しています。

2018 年における季節調整値の改定(2018年3月2日公表予定)では、主要系列の季節調整法における reg-ARIMA モデルの一部変更を行います。

労働力調査では、毎月、季節変動を除いた季節調整値^{注1}を計算し、公表しています。この季節変動の除去は、原数値を季節指数(各月の季節変動のパターンを表す数値)で除すことにより行っています。そして、毎年1月分結果公表時には、直近の季節パターンを的確に反映させるため、過去の時系列データに前年12か月分のデータを追加し、最大で過去29年分のデータを用いた遡及計算を行い、当年に適用する推計季節指数を算出するとともに、直近の10年分の結果を改定しています。

- 注1 季節調整値の詳細については、統計局ホームページ掲載の下記資料を御参照ください。
 - ・季節調整値の算出方法 URL 〈 http://www.stat.go.jp/data/roudou/kisetsu/index.htm 〉
 - ・ 労働力調査の結果を見る際のポイント
 - No. 4 原数値と季節調整値 URL〈 http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point04.pdf
 - No. 7 季節調整値の改定 URL〈 http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point07.pdf〉

2018年における季節調整値の改定(2018年3月2日公表予定)では、主要系列の季節調整法における reg-ARIMA モデルの一部変更を行います。

主要系列の季節調整法における reg-ARIMA モデルの一部変更

労働力調査では、季節調整値のうち主要系列について、2013 年 1 月分結果公表時から X-12-ARIMA における reg-ARIMA モデルを導入しています。毎年の改定時に、主要系列における reg-ARIMA モデルの見直しを行っています。

今回の見直しの結果,2018 年 1 月分結果から採用する reg-ARIMA モデルは, $\hline{ 別紙}$ のとおりとします。18 系列中 $\underline{4}$ 系列の \underline{ARIMA} モデルを変更します。

表 2018 年 1 月分から適用する reg-ARIMA モデル

		回帰変数 (種類・期間)	ARIMAモデル	ARIMAモデルの 変更の有無 【旧モデル】	公表値との差	
					最大値	最小値
労働力 人口	男女計	LS2011.3	(012) (212)		12 (2017年 2 月)	▲10 (2017年8月)
	男	-	(012) (012)	O 【(112) (212)】	6 (2017年3月)	▲ 4 (2017年8月)
	女	LS2011. 3	(012) (012)		7 (2017年3月)	▲7 (2017年8月)
就業者	男女計	LS2009. 3 LS2011. 3	(012) (012)		9 (2017年 2 月)	▲10 (2017年8月)
	男	LS2009. 3	(012) (211)		3 (2017年5月)	▲ 2 (2017年9月)
	女	LS2009.3	(012) (012)		7 (2017年2月)	▲8 (2017年8月)
雇用者	男女計	LS2009. 3 LS2011. 3	(210) (012)		9 (2017年5月)	▲ 7 (2017年8月)
	男	LS2009. 3	(210) (012)		8 (2017年5月)	▲3 (2016年12月)
	女	LS2009. 3 LS2011. 3	(012) (012)	O 【(211)(012)】	6 (2017年3月)	▲ 7 (2017年8月)
完全失業者	男女計	RP2008. 10-2009. 7	(210) (011)	O 【(112) (011)】	4 (2016年3月)	▲ 4 (2017年5月)
	男	RP2008. 10-2009. 7	(210) (011)		3 (2017年3月)	▲3 (2017年5月)
	女	RP2008. 10-2009. 3	(012) (011)		1 (2017年8月)	▲ 2 (2017年5月)
非労働力 人口	男女計	LS2011.3	(012) (212)		9 (2017年8月)	▲14 (2017年2月)
	男	_	(112) (212)		3 (2017年8月)	▲ 5 (2017年3月)
	女	LS2011. 3	(012) (212)		6 (2017年8月)	▲ 7 (2017年3月)
完全 失業率	男女計	RP2008. 10-2009. 7	(210) (011)	O 【(112) (011)】	0.1 (2017年2月)	▲0.1 (2017年5月)
	男	RP2008. 10-2009. 7	(210) (011)		0.1 (2017年3月)	▲0.1 (2016年12月)
	女	RP2008. 10-2009. 3	(012) (011)		0.1 (2016年7月)	▲0.1 (2017年5月)

- ・上表のモデルの選定には1988年10月から2017年9月までの原数値(時系列接続用数値。長期時系列データ 表1「原数値」シートに掲載)を用いた。
- ・ARIMA モデルについては、階差次数・季節階差次数はそれぞれ1に固定し、他の次数は2以下の範囲内でAIC (赤池情報量基準)の最小となるモデルについて、各次数の統計的な有意性を確認した上で選定した。
- ・季節変動を算出する際の外れ値の管理限界は、季節調整済系列の安定性を重視する観点から、9.8 $\sigma \sim 9.9 \sigma$ としている。
- ・曜日・休日調整及び閏年調整は、行っていない。
- ・上表の「差の最大値」及び「差の最小値」における「差」は、直近5年間について「モデル選定のための試算値」から「2017年改定の季節調整値」を減じて算出した値である。
- ・差の最大値及び最小値は、2018年における改定時には2017年12月までのデータを追加して再計算するため、2018年における改定後の公表値とは必ずしも一致しない。